

「かながわ生物多様性計画」改定素案に関する意見及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間

令和5年10月11日（水曜日）から令和5年11月9日（木曜日）まで

2 意見募集の結果

意見提出者数 32人

[意見内容の概要]

区 分	延べ件数
ア 計画全般について	33 件
イ 主要な施策と構成事業について	60 件
ウ その他	18 件
合 計	111 件

[県の考え方の概要]

区 分	延べ件数
A 計画案に反映した意見（一部反映含む）	59 件
B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	17 件
C 今後の取組の参考とする意見	19 件
D 計画案に反映できない意見	15 件
E その他	1 件
合 計	111 件

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
1	イ	外来生物の防除について 各種ペットショップやホームセンターで次々に外来生物が販売され、諸外国との取引が絶えない中で、それらの事業者の努力なくして外来生物対策を行うことは徒労に近いのではないかと懸念されている。また、すでに蔓延した外来生物をゼロにすることも、投じるエネルギーを考慮すると疑問である。 外来生物撃退に膨大な資金を投じて、本来進めるべき生態系の保全が後回しになるようなことがもしあっては本末転倒である。 外来生物については各人ができる対策を行いつつ、ある程度の共存を許容し、生命に危害が及ぶものに限って対策を行うなど、選択と集中の考え方を示すべきではないか。	A	御指摘のとおり、外来生物の防除は、様々な主体がそれぞれの責務において取り組む必要があり、このことは、令和5年4月に法改正された外来生物法にも明記されています。このため、県内の外来生物の状況を整理して県民や市町村等に情報提供することにより、多様な主体による防除の取組を図っていくとともに、特に生態系や人への影響が大きいアライグマ、クリハラリスについては、防除実施計画を策定して市町村や県民等と連携して防除に取り組んでいきます。これらの趣旨に沿って、第3章の2の「(3)外来生物の監視と防除」の記述を修正しました。	56
2	イ	森林の現状について 後継者不足で荒れ果てた森林、そこで生きてきた動物たちも食べ物がなくなり里へと下りてくる、人間との共生が問われるが、共生共存は口で言うほど簡単なことではない。 現に、以前は普通に歩いていた里山の道に突然現れるイノシシや鹿、猿、荒らされているミカン山や栗畑・・・春は竹の子林に現れるイノシシに芽を出したばかりの筍を食べられてしまい収穫は0、都会に住む人々は一口に「動物愛護」を声高に叫ぶのだけど、里山で農業を継承し頑張っている人々は、一年間畑を守り、さて収穫という時に山の動物たちに荒らされてしまう田畑のことに思いを馳せたことがあるのだろうか？ 店頭に行けば何でも手に入るけれど、それを手にしたときに作り手の人のことを思ったことがありますか？ 森林が荒れ果てることで、大雨に耐えられずに土砂崩れが人家を襲う、人々は口を揃えて「100年以上ここに住んでいるがこんな事は初めてだ」と、森林の治水が出来ていないための人災を天災と言う欺瞞に気づく時だと思ふ、行政に出来ることは？と問いかけたいと思います。	B	御指摘のとおり、野生鳥獣との共存は、決して容易なことではありません。本計画では、イノシシ等について、第3章の2の「(3)外来生物の監視と防除」の〈野生鳥獣との棲み分け〉や〈ニホンジカ・ニホンザル・イノシシの管理〉の取組を進めるとともに、野生鳥獣の被害や対策について普及啓発を進めていくこととしており、32ページに〈野生鳥獣の棲み分け〉のイメージのイラストを掲載し、取組の方向をわかりやすく伝えるよう工夫しました。 また、森林については、丹沢エリアを始めとする各エリアにおいて〈地域特性に応じた森林整備の推進〉として、神奈川地域森林計画に定める森林整備及び保全の基本的な指針に基づき、水源かん養機能、山地災害防止機能、土壌保全機能といった、森林の持つ公益的機能を発揮させるための森林整備を進めています。	56, 32
3	イ	57ページの県内の陸域及び……保全が図られている面積の割合は、すでに現状で30%を越えているのに更に増やす必要はあるのだろうかと思いました。増やすにしてもわずかな面積ですし、32.13%から32.20%にする意味はあるのでしょうか。	E	30by30は、国土の陸域と海域の少なくとも30%を保全するもので、30%にとどまるものではありません。 県内では、土地改変等により緑地が失われて生物の棲息場所が減少しており、緑地等の保全を計画に進めることが必要と考えるため、目標を設定して引き続き緑地保全を進めてまいります。 なお、県面積0.07%分の増やすということは、面積にすると157ha増であり、横浜スタジアム44個分になります。	—
4	ア	生物多様性の保全は、生態系の全てに係ることであり、私たちの生活にも、全ての面がかかわりがある重要な事柄であると思う。そのため、これからも県や市町村が中心になり、企業、団体なども巻き込んで、身近なところからでもよいので息の長い取組を進めていただきたい。	B	御指摘のとおり、生物多様性の保全は、私たちの生活にかかわる重要なことと考えています。このため本計画では、県民や事業者、行政など様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、生物多様性の保全のために行動することを目標として掲げ、理解と行動の促進に向けて、情報発信や環境学習などの取組を推進していくこととしています。	61

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
5	イ	P19には、「（２）科学的知見の蓄積」という項目がある。2022年には「神奈川県レッドデータブック2022 植物編」が整理、公表されている。こうした素晴らしい実績も積重ねてきて、まさに「科学的知見の蓄積」だと思っている。是非、P19にも記載していただき、こうした実績を広く周知していただきたい。	A	御意見を踏まえ、25ページに「神奈川県レッドデータブック」について解説するコラムを掲載しました。	25
6	ア	現行の計画は、2016年202年までを計画期間としている。今回の改定素案は、「はじめに」に記載されているが、「計画を改定し、生物多様性の保全に長期的に取り組む」とある。また計画期間は、2030年までも記載がある。改定素案は、第2期計画との位置づけであるのか分かり易くした方がよい。	A	御意見を踏まえ、新たな国家戦略が「生物多様性国家戦略2023－2030」であることから、改定計画の名称を「かながわ生物多様性計画2024－2030」とし、2024年度から2030年度までの計画であるということが分かるようにするとともに、1ページの「はじめに」の記述を一部修正しました。	1
7	ア	生物多様性計画について54ページで多様な主体による取り組みについて書いてあるが、いくら住民が生物多様性のためにボランティア活動に精を出したところで、道路一本できれば環境は激変してなすすべもない。55ページで小網代の森で観察会をしていることが書いてあるが、その隣で数倍の面積の埋め立てが行われて新しい道路ができる。経済の仕組みで起こっている大きな自然の損失を小さなボランティアで代償させるアンバランスをグリーンウォッシュだとは言わないが、損失を起こす側にこうした視点を直視してもらう必要があることくらいは書いてもいいのではないか。	B	生物多様性を保全していくためには、ボランティアなどによる活動とともに、開発による損失を増やさない取組が重要と考えており、緑地保全制度等による保全を図ってまいります。特に開発による損失の問題については、第3章の「2 生物多様性の保全に資する広域的な取組」の〈広域的な緑地保全の方向性〉の中で記載しています。	41
8	ア	県民ひとりひとりが身近な問題として捉えることが必要だと思います。計画の普及を進めてください。	B	御指摘のとおり、生物多様性を保全するためには、一人一人が身近な問題と捉え、行動することが大切であると考えています。このため本計画では、県民や事業者、行政など様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、生物多様性の保全のために行動することを目標として掲げ、理解と行動の促進に向けて情報発信や環境学習に取り組んでいくこととしています。	58
9	ア	生物多様性計画改定草案意見 高校生も注目・理解しやすいように、コラム等の説明を加えた方が良くと思います。	A	御意見を踏まえ、高校生を含め、広く県民の理解促進が図られるよう、生物多様性に関連する話題を様々な観点から取り上げ、コラムとして掲載しました。	3, 5, 7, 9, 17, 25, 39, 57, 58
10	ア	神奈川県の計画を見ていると、生物多様性の取り組みが県西部に偏りがあると見えます。県東部にすんでいる県民の私たちは同じ県民税を払いながら蚊帳の外にいと地域環境保護団体の共通意見があります。県会議員に県東部の生物多様性の取り組みを大幅に増やせこのままでは受け入れられないと注文をつけたところです。多摩川と川崎市と鶴見川と横浜市と帷子川など緑化が可能な地域があり、地球温暖化で日本に着いても冬を越せず死に絶えてしまうはずの外来生物が生き残り、在来種生物が駆逐して、日本でありながら外国の生物が闊歩する県東部を政令市の管理責任とした施策で放置してよろしいのでしょうか？多摩川や鶴見川では巨大なソウギョや熱帯魚が泳ぎ、空にはインコの群れ、アライグマやハクビシンや台湾リスが走り回り、セイタカアワダチソウを始め見たこともない植物が生え、セアカドクグモやヒアリが見られます。	B	本計画では、県西部では、希少な生物が生息する一方、植生の衰退がみられるなど丹沢山地で自然再生に向けた取組を進め、また、県東部では都市部に残された身近な自然を保全するため、多様な主体と連携・協働して緑地や里山の保全に取り組むなど、地域に応じた取組を進めています。また、外来生物については、県内の状況を整理して県民や市町村等に情報提供することにより、多様な主体による防除の取組を図るとともに、特に生態系や人への影響が大きいアライグマ、クリハラリスについては、防除実施計画を策定して市町村や県民等と連携して防除に取り組んでいきます。	34, 56

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
11	イ	<p>神奈川県都市部の緑化などが必要だと思われる。29ページの記述が簡素すぎる。神奈川県全域を見る県の立場として、都市部の緑化を諦めてはいけない。国土交通省と連携して、国が管理する河川域の緑化を県が主導権を持って強く押し進めるべきだと思う。川に行くと緑の森がある位に。これは同時に、河川の水質を良くしていくし、沿海部の水質を向上させ漁業に寄与し、都市の汚れた大気の浄化を望む都市在住の県民の健康を考えた施策につながると思う。政令市ではできないこういう部分をやってほしい。例えば、都市住民の遊び場として河川敷にグラウンドを作るより、そこに樹木を植えて森とするならば、河川も水質も地下水の水質も変わる。工業用水としてではなく横浜や川崎の住民が使う水源として、都市の下を流れる地下水が使えるようにすることも県が考えるべきことである。そのために、神奈川県の水源環境保全税を恒久化し、県民に見える形（都市河川緑化）を行うべきであると考えて途中で送信してしまいましたので、付け加えをします。生物多様性を支える取り組みとして水と空気に注目しての意見を出しました。都市部での取り組みは、日本の風土らしい環境の再生です。アメリカザリガニやカダヤシやグッピーは昔の日本にいなかったものです。これらは、外国のような土で濁った河川が良好な住処であり、水質のきれいな日本本来の河川では多くありません。だから、河川も緑化を言ったのです。日本の気候風土に、適応できない生物は減っていくものです。汚水処理場の温水が捨てられたグッピーや熱帯魚の繁殖につながり、在来生物の減少につながるのであれば、処理水の放流を河川で行うのを禁じて太い配水管を作る必要があります。それに税金を投入すべきだと思います。日本の風土を再生する事業が、日本の生物多様性を支える環境づくりにつながるからです。日本の風土を取り戻して健康を選びますか、利便性を選んで外国と変わらない風土にして健康を諦めますかの選択です</p>	A	<p>御意見を踏まえて、第3章の2の「(1)広域的な緑地保全を通じた生態系の多様性の保全」において、森林や緑地の保全による水質への寄与や多面的な機能の発揮について記載するとともに、本県の都市部における緑地の状況が把握できるよう、第3章の1の「(4)都市・近郊エリア」の図に、主な緑地や公園等を記載しました。 なお、河川区域の樹木は治水上の観点から踏まえて管理しており、適切な伐採が必要です。 水質の改善・維持を含む河川等における取組に関しては、第3章の1の「(6)河川・湖沼及び沿岸エリア」に記載しました。 また、本計画の推進に伴う状況変化を把握する個別指標として、水質汚濁の指標であるBOD及びCODの環境基準達成率を設定しており、その変化を継続的に把握し、取組の把握につなげていきます。</p>	34, 38, 41
12	ア	<p>構成について、「計画策定の趣旨」は第1章の冒頭で述べるのが一般的である。前の計画と同じ構成でよいのではないか。</p>	A	<p>御意見を踏まえて、計画の構成を見直し、「計画策定の趣旨」を含めた「生物多様性計画の基本的事項」を第1章、「神奈川県の生物多様性の現状と課題」を第2章としました。</p>	10
13	ア	<p>国際社会の動向と国内の動向については、「第2章 生物多様性の保全をめぐる動向」として新規に章を立てているが、前計画のように「序章」で述べるべきではないか。2020年愛知目標が達成できず、緊急の行動をとる必要があるとして、2022年の昆民・モントリオール生物多様性枠組において2030年までの30by30と生物多様性を回復軌道に乗せることが定められ、それを受けて政府も「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定したこと、本計画もそうした国内外の情勢を受けて改定するものであるというストーリーを最初に示す必要がある。なお、国際社会の動向は簡潔に記述することとし、前計画と同じように1ページ程度にまとめるのが望ましい。</p>	A	<p>御意見を踏まえて、計画の構成を見直し、国際社会及び国内の動向は現行計画と同様に、序章で述べることにしました。また、国際社会の動向については、記述をやや簡素化しました。</p>	8
14	ウ	<p>「はじめに」を入れたことは評価できるが、初出の用語はわかりやすく書いてほしい。例えば、2008年の生物多様性基本法の制定、2010年の愛知県名古屋市におけるCOP10（第10回国連生物多様性条約締結国会議）と「愛知目標」の策定、「生物多様性国家戦略2012-2020」の策定、など。</p>	A	<p>御意見に沿って、「はじめに」の初出の用語がわかりやすくなるよう記述を見直して修正しました。</p>	1

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
15	ウ	「はじめに」の第3段落の「これまで」の後に「本県では」を入れる。	A	御意見に沿って、「はじめに」の第3段落の「これまで」の後に「本県では」を入れました。	1
16	ウ	第4段落は、「一方、2022（令和4）年12月には、カナダのモントリオールで開催されたCOP15第2部において、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、2030年までに陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の少なくとも30%を効果的に保全する30by30が目標に定められました。そして、この新たな世界目標に…」というようにしてはいかがか。	A	御意見を踏まえて、「はじめに」の第4段落の記述を見直して修正しました。	1
17	ア	コラム「『みどり』と生態系」は削除してもいいのではないかと。みどり計画は陸域や内水域の自然環境保全が主な対象だが、生物多様性枠組は海洋生態系も重視している。	D	この「みどり」の説明文は、「みどり」と「生態系」という言葉の違いはありつつも、似た概念を表していることが分かりにくいため注釈として記載したもので、「神奈川みどり計画」を継承して現在の「かながわ生物多様性計画」に至るまでの経緯を説明するうえで必要なものであることから、素案のままとします。	—
18	ウ	序章「1 生物多様性とは」の最後の「このため、各地域に残された生態系をそれぞれ守っていくことが重要になります」という文章は不正確。ここでは生態系の多様性だけでなく、種の多様性と遺伝子の多様性にも言及しているので、この文章は「生物多様性は私たち人類の存在と良質な生活にとって不可欠なものであることから、この3つのレベルの生物多様性を守っていくことが重要となります」とすべき（「人類の存在と良質な生活にとって不可欠なもの」というフレーズは昆明・モントリオール枠組からの引用）。	A	御意見を踏まえて、序章「1 生物多様性とは」の最後の文章を修正しました。修正後の「それぞれの地域で特徴的な生態系や生物相の違いを保全していくこと」という文章は、「生物多様性国家戦略 2023-2030」の197ページ「生物多様性とは何か」を基に記述しました。	2
19	ウ	「2 生物多様性に支えられる私たちの暮らし」の供給サービスの写真については、海洋生態系からのサービスとして「魚介・海産物」あるいは漁業の写真を入れるべき。文化的サービスの写真の登山と釣りはどちらもレクリエーションなので、伝統的な祭りや餅つき、大山ゴマや寄木細工など伝統工芸の写真を入れるべきではないか。	A	御意見を踏まえて、序章の2の「供給サービス」のイラストに魚介類の要素を加えました。イラストは、魚介類だけでなく農作物なども含めて「食料」としています。また、「文化的サービス」については、県内の伝統行事の写真を掲載しました。	4
20	ア	「3 生物多様性の危機」の図3に「主流化」があるので、7ページ最後の文章は、「企業による事業活動等に生物多様性や自然資本の考え方を組み込むなど、生物多様性の主流化を進めることが必要です」としてはどうか。また、自然資本については用語集で説明されたい。	A	御意見を踏まえて、自然資本を用語集に加えました。なお、主流化という言葉は、より分かりやすい言葉に置き換えて、それに合わせて、図3の主流化という記載も修正しました。	6
21	ア	「第1章 神奈川県の生物多様性の現状と課題」の1（3）土地利用について、県土面積に占める農地面積と森林面積の割合（緑地率）が減少し続けているグラフ（あるいは図）を載せてはどうか。かながわ環境白書によれば、1972年の54.0%が、2018年に47.0%、2021年に46.7%と減少が続いており、図も掲載されている（緑地率については本素案の34ページにも記述されているが、テキストのみ）。	A	御意見を踏まえて、第2章の1の「（3）土地利用」に、「県土に占める農地及び森林の割合の推移」の図を掲載しました。	13

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
22	ア	第1章の表題が「生物多様性の現状と課題」なので、「2 本県の自然環境（生態系）」は「2 本県の生物多様性の現状」とすべきではないか。	D	御意見の「2 本県の自然環境（生態系）」は、本県の生態系の特徴を整理する部分ですので、表題は素案のままとします。 なお、本県の生物多様性の現状は、第2章の「3 各エリアの現状と課題」の部分で説明しています。	—
23	ア	本県の生物多様性の現状についての記述がないので、データを使って簡潔に記述されたい。その際には、環境省が選定した重要里地里山500（生物多様性保全上重要な里地里山500地域）のうち本県は全国最多の28地域が選定されていること、神奈川県レッドデータブック2022(植物編)によれば、2006年版では544種であった絶滅危惧種が717種に増加していることを記述してはどうか。なお、本県の生物多様性の現状説明に先立ち、わが国の生物多様性の状況について、令和5年版環境白書の第1部第4節「2 我が国の生物多様性の現状」を参考に簡潔に記述してはどうか。	A	御意見を踏まえて、17ページに「環境省重要里地里山500」についてコラムを掲載して、県内28か所が選定されていることを説明したほか、25ページに「神奈川県レッドデータブック」についてコラムを掲載して、維管束植物における絶滅危惧種の選定状況等を説明しました。 また、第2章の「3 各エリアの現状と課題」の説明において、各エリアの生態系や生物相の特徴を概述しました。	17
24	イ	本県における生物多様性の現状を示す事例として、ミヤコタナゴを取り上げてはどうか。神奈川県ホームページ「淡水魚図鑑 ミヤコタナゴ」に写真と解説がある。アメリカザリガニもわかりやすい事例である。	A	ミヤコタナゴは県内で継代飼育の取組がなされているものの、野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）しており、生態系を構成する種ではないため、56ページの外来生物の監視と防除の取組としてアメリカザリガニに関する環境学習事例を掲載しました。	40
25	イ	11ページ「2 各生態系を紹介する写真について、次のような写真を入れてはどうか。山地・森林はニホンカモシカ、ツキノワグマ、サガミジョウロウホトトギス、クルマユリ、カタクリ、サンショウバラ、ハコネコメツツジ、ヒメハルゼミ。里地里山はゲンゴロウ、アカハライモリ、ホトケドジョウ、オオムラサキ、キンラン、タコノアシ、オオタカ。都市はキンラン、エビネ、トウキョウダルマガエル、ゲンジボタル、ミヤコタナゴ、カワセミ。陸水はハマユウ、アカテガニ、ウミウなど	A	御意見を踏まえて、第2章の2の「(1)本県における主な生態系」で動植物の例を紹介する写真を選ぶ際の参考としました。	15
26	イ	15ページ「3 各エリアの現状と課題」の(1)丹沢エリアの課題の「今後もブナ林等の保全…」を「ブナ林等自然林の保全…」とする。	A	御意見に沿って、第2章の3の「(1)丹沢エリア」の「課題」の文章を修正しました。	19
27	イ	15ページ「(2)箱根エリア」の「現状」では、箱根の生物多様性について何も書かれていない。ハコネサンショウウオ、ハコネコメツツジなど天然記念物が生息している貴重なエリアであることを強調すべきではないか。	A	御意見を踏まえ、第2章の3の「(2)箱根エリア」を含め、各エリアに生息する特徴的な生物等の説明を記載しました。	19
28	イ	16ページの「山麓の里山エリア」の現状について、「植生遷移が進むことによる環境変化などによって」と書かれているが、抽象的でわかりにくいので、「管理放棄による二次林の荒廃や耕作放棄地の増大などによって」と書くほうがいいのではないか。	A	御意見に沿って、第2章の3の「(3)山麓の里山エリア」の「現状」の文章を修正しました。	20

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
29	イ	里山エリアについては、ナラ枯れ被害の拡大についてもふれるべきではないか。	D	ナラ枯れは、一過性の自然現象という捉え方もできるため、生物多様性の視点からどのように位置付けられるのかを注視する必要があると考えています。よって素案のままとします。	—
30	イ	17ページの（5）三浦半島エリアの「課題」にある「緑地の手入れ不足に…被害が続いています」は「現状」に移すべき。	A	御意見に沿って、第2章の3の「（5）三浦半島エリア」の「課題」及び「現状」の文章を修正しました。	21
31	イ	19ページの「（1）県民の保全行動の促進」の表題は、「生物多様性の主流化」とはいかがか。	D	生物多様性の主流化は、生物多様性に配慮した社会経済が構築されることですが、県としては、まずは県民一人ひとりが生物多様性の保全行動を起こすことが大切と考えますので、素案のままとします。	—
32	ア	22ページの計画策定の趣旨に「依然として生物多様性に係る課題は多いのが実情です」とあるが、何を言いたいのかが伝わらない。「本県における生物多様性の劣化や損失は止まっています」、あるいは「本県の生物多様性は常に損失の危機に直面しています」としてはどうか。	A	御意見を踏まえ、第1章の「1 計画策定の趣旨」の文を修正し、「本県の生物多様性は危機的状況が続いています。」と記載しました。	10
33	ア	23ページの計画期間について、なぜ2030（令和12）年度までの7年間としたのか説明が必要。県の環境基本計画の改定素案では、「脱炭素社会の実現を目指す2050年を視野に入れながら、SDGsの目標年次や「神奈川県地球温暖化対策計画」における中期目標年次、「かながわ生物多様性計画」における目標年次等を踏まえ、計画期間は2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までとします」としている。本計画の場合は、昆明・モンリオール生物多様性枠組や我が国の生物多様性国家戦略が2030年を目標期間としていることも本計画の計画期間を2030年までとした根拠になっていると思われるが、いかがか。	A	御意見を踏まえ、第1章の「4 計画期間」に期間設定に関する説明を記載しました。	11
34	ウ	「6 目標」のなかに「ネイチャーポジティブに向けて」とあるが、ネイチャーポジティブについての注釈が必要ではないか。例えば、「昆明・モンリオール生物多様性枠組は「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを緊急の課題と位置づけており、これを国の生物多様性国家戦略2023-2030では「ネイチャーポジティブ（自然再興）」と呼び表している。そして5つの基本戦略（1 生態系の健全性の回復、2 自然を活用した社会課題の解決（NbS）、3 ネイチャーポジティブ経済の実現、4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進）と25の行動目標ごとに関係府省庁の関連する施策を掲げている」といった説明を入れてはどうか。	B	ネイチャーポジティブ及び国の5つの基本戦略につきましては、序章の「4 生物多様性の保全をめぐる動向」の中で、図を用いながら説明しています。	8
35	ウ	「（2）生物多様性の理解と保全行動の促進」というタイトルは前の計画と同じだが、今回の改定では「ネイチャーポジティブに向けて」の目標を立てているので、「（2）生物多様性の主流化」に変えてはどうか。	D	生物多様性の主流化は、生物多様性に配慮した社会経済が構築されることですが、県としては、まずは県民一人ひとりが生物多様性の保全行動を起こすことが大切と考え、「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標としていますので、素案のままとします。	—

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
36	ウ	23ページの最後の文章の「行動を行うことを促進することを目標とします」は「行動を行うことを目標とします」でいいのではないかと。	A	御意見に沿って、第1章の5の「(2)生物多様性の理解と保全行動の促進」の最後の部分を「行動を行うことを目標とします」に修正しました。	11
37	ウ	24ページの(1)丹沢エリアの取組の方向性のなかの「ブナ林等」を「ブナ林等自然林」にする。	A	御意見に沿って、第3章の1の「(1)丹沢エリア」の「取組の方向性」の文中を語句を「ブナ林等自然林」に修正しました。	26
38	ウ	24ページの「主な取組」の部分は文章のつながりが悪いので、文章を整理する必要がある。	A	御意見を踏まえて、第3章の1の「(1)丹沢エリア」の取組〈ブナ林等自然林の保全・再生対策の推進〉の文章を修正しました。	26
39	イ	25ページの最初の行に「水源かん養機能など公益的機能の高い森林づくり」とあるが、本計画の趣旨を踏まえて、「生物相の豊かな森林づくり」あるいは「生物多様性の豊かな森林づくり」としてはどうか。次ページの箱根エリアのところも同じ。	C	「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」では水源かん養機能など公益的機能の高い森林づくりを目指した事業を進めています。生物多様性保全が主目的ではないため、御意見のような書き方ができませんが、結果的に生物多様性の保全に寄与しており、引き続き事業を推進してまいります。	—
40	イ	27ページの里山エリアの主な取組の「里地里山の有する多面的な機能」を「生物多様性の保全など里地里山の有する多面的な機能」としてはどうか。	A	御意見に沿って、第3章の1の「(3)山麓の里山エリア」の取組〈里地里山の保全等の促進〉の文章を修正しました。	31
41	イ	28ページの「地域特性に応じた森林整備・自然公園の施設整備・都市公園の整備の推進」の部分だが、山麓の里山エリアは水源林が少ないので、水源林の確保・整備は当てはまらないのではないかと。森林整備の部分は、例えば「かながわ森林再生50年構想」にある「かつて薪や炭の原木として利用され、その後放置されている山地や里山の二次林では、間伐を繰り返すことで陽光を入れ、周辺の多様な広葉樹を林内に導入するなど 自然力を利用して、多様な樹種からなる自然林に誘導していきます。」という文言を参考にしてみてもどうか。	C	山麓の里山エリアの北側（相模原市緑区の道志川以北）の多くは水源林ですので、取組の位置づけはこのままとさせていただきます。また、森林整備につきましては、場所によって山地や里山の二次林をそのような多様な樹種からなる自然林に誘導することがありますが、持続可能な人工林とする場所など、地域特性に応じた整備をしていますので、いただいた御意見は取組を進めるに当たっての参考とします。	—
42	イ	29ページの都市・近郊エリアの取組の方向性の「…環境保全型農業の推進などの取組を進めます」は「…環境保全型農業の推進などにより、生物多様性の保全に取り組みます」としてはどうか。	B	「都市に残された身近な自然を保全するため、（中略）環境保全型農業の推進などの取組を進めます。」と記載していますので、御意見の趣旨は既に盛り込まれていると考えます。	34

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
43	イ	「2 生物多様性の保全に資する広域的な取組」の（1）に、緑地保全制度の体系（図21）があるが、緑地保全制度は都市エリアの緑地を保全するための制度であり、丹沢などの山地や都市計画区域以外の地域をカバーするものではない。広域的な取組を記述するのであれば、自然公園、鳥獣保護区、保安林、自然環境保全地域を先に持ってきて、それから都市エリアの緑地保全として、都市公園、近郊緑地保全地区、特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区、トラスト緑地、歴史的風土保全特別保存区域という順番のほうがいいのではないかと（表3の順番も変える）。	D	緑地保全制度の順番は、都市から山地まで展開する諸制度の性格を踏まえ、都市緑地制度の性格の強い順に、さらに規制の強い順に配置しています。そのため、体系図にその旨の注釈を加えた上で、素案のままとします。	—
44	イ	個別指標として、生物多様性の回復を示す指標を検討していただきたい。例えば、絶滅危惧種のうち回復（個体数が増加）した種の数、里山の指標種のうち個体数が増えている種の数あるいは地域の数など。以上です	C	生物多様性の保全について、個々の種の状態を評価するための情報を得るための調査は実施が困難であることから、主に環境に視点をあてて指標としています。なお、例えば、丹沢山地などで事業モニタリングとして詳細な調査を行っている場合もあるので、生物多様性保全の取組を進めるに当たっての参考とします。	—
45	イ	図31の「地域制緑地等現況図」はタイトルを「自然公園・地域制緑地等現況図」としてはいかがか。なお、自然公園について、生物多様性基本法の成立を受けて2010年に自然公園法の一部が改正され、法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加されたことを注記すべきではないか。	A	自然公園は地域制緑地に含まれるため図のタイトルは「地域制緑地等現況図」のままとしました。御意見を踏まえ、第3章の2の（1）の「④自然公園」の説明について、2010年の自然公園法改正で、法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加されたことについて記載しました。	45
46	イ	48ページ以降、緑の基本計画による生態系の保全について詳しく書かれているが、市町村が策定する生物多様性地域戦略についても同様に取り上げるべきではないか。	A	御意見を踏まえ、市町村において策定している生物多様性地域戦略及び保全の取組について、第3章の1に「地域の取組」として事例を記載しました。	33, 35
47	ウ	51ページの里山指標種の生息・生育状況の図33は、「1 県土のエリアに即した取組」の末尾に移してはいかがか。	D	第3章の2の（1）の「里山指標種の生息・生育状況」の図は、市町村が緑の基本計画を策定する際の参考資料の例として掲載しているため、記載場所はそのままとします。	—
48	イ	57ページのKPIの1の「目標設定の考え方」は、目標値についての説明が不足している。2030年までに「県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合」を0.7ポイント（157ha）増やすとしているが、どのように増やすのか。トラスト緑地の面積を増やすのか、里地里山認定協定活動の面積を増やすのか。また、それらと国の「自然共生サイト」の関係はどうなるのか（自然共生サイトに登録したものだけをカウントするのか）など、もう少し説明が必要ではないか。	A	御意見を踏まえ、第4章の2の「（1）KPI1 県内の陸域及び内水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合」について、〈目標設定の考え方〉に説明を追加しました。	62

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
49	ウ	<現状値について>の説明は、「現状値の計算は神奈川県面積（241,632ha）のうち、法制度に基づく保護地域の面積（77,527ha）とトラスト緑地の面積（166ha）の合計面積（77,643ha）が占める割合を算出したものです」と書いた方がわかりやすいのではないかと。	A	御意見を踏まえ、第4章の2の「(1)KPI1 県内の陸域及び内水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合」について、（現状値について）に説明を追加しました。	62
50	イ	「自然共生サイト」についての説明を加えるべきではないかと。国は保護地域以外のエリアを「自然共生サイト」（OECM）とし、その面積を国際データベースに登録することで、30 by 30を達成するという方向を打ち出している。「自然共生サイト」は、里地里山のほか、企業の所有林、ゴルフ場やスキー場、屋敷林、屋上緑化なども対象になるとしている。	A	御意見を踏まえ、本文中の「自然共生サイト」という単語に注釈をつけて、用語集に説明を追加しました。	41
51	イ	63ページの個別指標2だが、人工林（針葉樹単相林）は生物多様性に乏しい森林なので、生物多様性に貢献する森林づくりに関する指標を考えてほしい。例えば、神奈川地域森林計画の30ページに目標林型別の整備計画があり、単相林、巨木林、複層林、混交林、広葉樹林の現況と計画期末の面積（ha）が記載されている。これが計画通りに進めば生物多様性の豊かな森林が増加することになるので、指標になるのではないかと。	C	単相林も、手入れが適切に進むことで生物多様性には貢献します。目標林型別の森林整備を実施した延べ面積が、【個別指標2】であり、指標の記載としてはそのままとしますが、森林整備に当たっては、地域特性に応じて実施していくこととして、今後の取組の参考にさせていただきます。	—
52	ア	「かながわ生物多様性計画」改定素案に関する意見について全関連する全ページ読ませていただきました。有識者の皆様でこの様な計画素案を作成していただきありがとうございます。この計画に基づく実施につきましては、本当に大変な事と受け止めております。どうぞ、頑張ってください。我々一般市民に出来ることが有れば是非協力したいと思います。	B	生物多様性の保全のためには、多様な主体による取組や行動が不可欠です。本県では、行動の促進に向けて、第3章の「3 生物多様性の保全のための行動の促進」に記載したような情報発信や環境学習に取り組んでいます。引き続きこれらの事業を推進してまいります。	60
53	イ	「三浦半島エリアについて」 小生、三浦半島エリアに住んでおります（円海山）。時々円海山から鎌倉まで足を伸ばしますがその途中で少し気になることがあります。本文にもありますが「緑地の手入れ不足」が目立ちます。自然災害もあるかもしれませんが人工林が全く手入れされていない箇所がハイキングコース上にずっと続いています。「県民・市民団体等との連携・協議による緑地の管理」等々の文言が並びますが実際のところはどうかでしょうか？はなはだ疑問です。ここだけの問題ではないと思いますがもう少しスピード感を持って取り組んでほしいところです。円海山周辺で畑も借りていましたが、アライグマによる被害に散々悩まされてきました。罠等で捕獲したら報奨金を出すとかしたら如何でしょうか？以上です。	C	緑地は民有林部分も多いほか、面積が広大であるため、災害危険度の大きい個所から優先度を踏まえて対策しています。このことは第3章の2の(1)の「②歴史的風土保存地区」の説明にも記載しました。アライグマについては、県は、アライグマ防除実施計画を策定して捕獲等の対策に取り組んでおり、第3章の1の「(5)三浦半島エリア」に取組を掲載しております。引き続きこれらの事業を推進してまいります。	—
54	ア	全体を通して生物多様性は県だけでなく国・市町村と連携することが必要であると考えます。『かながわ生物多様性計画』は県の計画であることはわかりますが、国・市町村との関わりが薄いと感じるのもう一步踏み込んで欲しい。	A	国や市町村とは、これまでも各施策において必要に応じて連携してきており、本計画を推進するにあたっては連携していくこととしています。御意見を踏まえ、第1章の5の「(1)地域の特性に応じた生物多様性の保全」について、市町村や関係機関等、様々な主体と連携しながら進める旨を記載しました。	11

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
55	ア	計画期間は23ページまで記載されていない。4ページの「はじめに」の中でも良いので、本計画書の始めのうちに記載する。	A	本計画名を2024年度から2030年度までの計画であるということが分かるよう「かながわ生物多様性計画2024-2030」としたうえで、「はじめに」にも記載しました。	1
56	ウ	12ページ「都市生態系」の中に“公園”と記載されているが、29ページ以降は“都市公園”と記載されているので、語句を統一する。	A	御意見に沿って、第2章の2の「都市生態系」及び3の「(4)都市・近郊エリア」の説明文において表記を、「都市公園」に統一しました。	16
57	イ	15ページ「(1)丹沢エリア 現状」に「かながわ水源環境保全・再生実行5カ年計画」が記載されているが、平成8年度をもって終了する。終了時期とその後の事を記載すべき。	A	御意見を踏まえ、第2章の3の「(1)丹沢エリア」の「現状」に、現在4期目の施策を推進中であることを記載しました。 なお、終了後の施策については、第4期の施策を進める中で方向性を検討することとしておりますので、記載ができません。	19
58	イ	17ページおよび32ページ「河川・湖沼および沿岸エリア 現状」では水環境のことが記載されているが、河川敷のことが明確に記載されていない。河川敷には特有の生態系があるが、人為的な改変や遷移等によって消失する可能性があるため、このことを記載すべき。	A	御意見を踏まえ、第2章の3の「(6)河川・湖沼および沿岸エリア」の生態系の説明に、河川敷を含めた河川周辺のみどりや生物にとって貴重なすみかになっていることを記載しました。	22
59	イ	24ページ「丹沢エリア」県もメンバーになっている“丹沢大山自然再生委員会”が再生に向けて動いているが、このことが記載されていないので記載すべき。	A	御意見を踏まえ、丹沢大山自然再生委員会について、28ページに、丹沢エリアの「地域の取組」として記載しました。	28
60	イ	25ページ「丹沢エリア〈自然公園の適正利用の推進〉」。利用施設の整備や維持管理だけでなく、利用者の普及啓発が重要である。したがって自然環境保全センターやビジターが普及啓発を行うことを記載する。	A	御意見を踏まえ、第3章の1の「(1)丹沢エリア」の取組〈自然公園の適正利用の推進〉に、普及啓発を行うことを記載しました。 丹沢大山自然公園において利用ルールやマナーについてPR看板やビジターセンター等で普及啓発していきます。	27
61	イ	26ページ「箱根エリア」このエリアの多くは国立公園であるが、国が関与するのは普及啓発や外来植物除去のみとなっている。もっと国と連携して施策を進めるべき。	A	国立公園内において、県では国と連携して二ホンジカ対策や仙石原湿原の保全などを実施しております。御意見を踏まえ、第3章の1の「(2)箱根エリア」の取組〈二ホンジカ・ニホンザルの管理〉について、国と連携している旨を記載しました。 また、30ページに箱根エリアの「地域の取組」として、仙石原湿原の保全を国、県、町の協働で実施している旨を記載しました。	30
62	ウ	54ページ「生物多様性の保全のための行動の促進〈生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用〉」文中に“県立博物館”となっているが、他の項目では“県立生命の星・地球博物館”となっているので語句の統一を行うべき。	A	「博物館」の表記について、御意見に沿って、「県立生命の星・地球博物館」に統一することとし、第3章の3の「(3)環境学習・教育の推進」の〈地域における環境学習・教育の推進〉に出てくる単語を修正しました。	60

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
63	イ	61ページ「個別指標」の中に“レッドリスト記載の種数“を入れては。	C	レッドリストの調査や選定には年数を要し、分類群ごとに不定期で更新しているため、現在一部の分類群しか更新していない状況で、本計画の個別指標とするのは適当ではないと考えますが、今後、レッドリストの更新を進める中で検討してまいります。 なお、令和4年にレッドリストを更新した維管束植物については、コラムとして25ページに記載しました。	—
64	ウ	73ページ「個別指標13」上段では“博物館・ビジターセンター”となっているが、下段では“自然環境保全センター、環境科学センター、生命の星・地球博物館”となっているので、文章の意図するところが不明瞭。同じ施設名を記載すべき。また、他の項目では“県立生命の星・地球博物館”と記載されているので統一する。	A	第4章の2の【個別指標14】に出てくる施設名について、御意見を踏まえ、「自然環境保全センター、環境科学センター、県立生命の星・地球博物館」に統一することとし、上段の表記を修正しました。なお、「生命の星・地球博物館」の表記は、「県立生命の星・地球博物館」に統一することとしました。	78
65	イ	素案作成お疲れ様です。以下の通り意見を提出します。 55ページ〈地域における環境学習・教育の推進〉「博物館やビジターセンターなど」とありますが、“自然環境保全センター”も記載すべきと考えます。下段の「自然観察会の指導者などを対象として研修会」は自然環境保全センターしか実施していないので、先に述べたように自然環境保全センターも加えるべきと考えた理由の一つです。 また、“博物館”とありますが、他の項目では“県立生命の星・地球博物館”と記載されているので統一する必要があります。	A	御意見に沿って、第3章の3の「(3)環境学習・教育の推進」の〈地域における環境学習・教育の推進〉の説明文に、自然環境保全センターを加えました。 また、「博物館」の表記についても、御意見に沿って、「県立生命の星・地球博物館」に統一しました。	60
66	ウ	20ページの中で、「2030（令和12）年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるという、いわゆるネイチャーポジティブを目指すこととされました」とある。確かに昆明・モンテリオール枠組みで「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」ことが合意されたが、この枠組には「ネイチャーポジティブ」という用語は登場しない。 ネイチャーポジティブなる用語が登場するのは、2021年G7で合意された「2030年自然協約」の「人々と地球双方にとって利益となるようなネイチャーポジティブを達成しなければならない。」であり、両者にはちよつとしたニュアンスの違いがあるので計画での記載の仕方について確認してほしい。	A	ご指摘のとおり、昆明・モンテリオール枠組みで合意されたのは「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」ですので、御意見を踏まえ、序章の4の「(1)国際社会の動向」の説明文を修正しました。	8
67	ア	計画全体の流れを見た場合、第1章と第2章と入れ替えた方がバランスがよくなると思います。	A	御意見に沿って、第1章「神奈川県生物多様性の現状と課題」と、第2章「生物多様性の保全をめぐる動向」とを入れ替えました。また、「生物多様性の保全をめぐる動向」については、序章「生物多様性とは」に含めることとしました。	8

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
68	イ	意見の対象ページ・項目 対象ページ：59-60 項目：[KPI2]生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合 本文 表5において「責任あるペットの飼育」のみを選択した人は「8 特にない」として計算しているとのことですが、犬猫に限らず外国産の生き物をペットとして飼育している人たちがたくさんいます。外来種問題については、国外から持ち込まれた生き物が意図的・非意図的に野外に放たれて野生化・繁殖したことが主な原因であると思います。また野良猫や屋外飼育猫（家庭猫・地域猫）が希少な野生動物を捕食したり、攻撃して死傷させたりする事例も多く聞かれます。単にペットを飼育しているだけであっても責任ある適正な飼養（逃がさない・やたらと繁殖しない・感染症に注意する等）を行っている飼い主や団体は生物多様性の保全につながる活動をしていると考えられます。生物多様性の保全につながる「責任あるペットの飼育」がどのようなものか注記を加えたくて、保全活動を実施している人に加えるべきと思います	D	責任あるペットの飼育は生物多様性保全を損なわないために最低限必要な行動ではありますが、生物多様性を保全する能動的かつ選択的な行動とはなりにくいことから対象から除外しました。 なお、責任をもってペットを飼育することは大切なことなので、第4章の2の「KPI2 生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合」の表5の注記としてその旨を記載しました。	-
69	イ	1. ネイチャーポジティブに向けて、30 by 30（2030年までに国土の30%を保全地域にする）の実現も重要です。条例等に基づく保護地域の拡充、OECMとして自然共生サイトの認定の促進が重要です。特に、自然共生サイトは、条例にもとづく「里地里山保全等地域の選定及び里地里山活動協定の認定」とも関連があり親和性もあるため、神奈川県としても自然共生サイトの認定の促進、支援をすべきです。	C	本県では、自然共生サイト認定促進に向けた取組として、アドバイザー派遣制度による、各主体の自然共生サイト登録への支援を行っており、そのことは第3章の3の「(2)多様な主体による取組の促進」の取組<県民、企業、市町村等による取組への支援>に記載しています。	-
70	イ	2. 三浦半島エリアについての取り組みについて、近年、二子山・森戸川地域で被害が増大しているイノシシの捕獲、対策についても地域戦略のなかで取り上げてください。農業等の被害だけでなく、餌を探すために掘り返しを行うため、小河川や斜面の崩壊がおきてはじめています。計画的な捕獲や普及啓発をすすめられるよう神奈川県への支援も必要です。また、県内各地で、本来生息していなかったモリアオガエルが確認、定着するようになりました。生態系への影響はまだ明らかではありませんが、人為による意図的な導入によるものと思われる。実態の把握、環境DNAの分析、注意喚起を神奈川県としてしていただくようお願いします。	A	三浦半島におけるイノシシの農業被害とその対策は、エリアごとのページではなく、広域的な取組である第3章の2の「(2)野生鳥獣との共存を目指した取組」で取組んでおります。御意見を踏まえ、58ページの「ニホンジカ・ニホンザル・イノシシの管理」の取組のイノシシの説明の部分に、三浦半島における農業被害について記載しました。 また、外来種や在来外来種については、県内に生息する種ごとの分布状況や被害状況に応じて対応方針を整理し、必要に応じて市町村と意見交換をしながら対応してまいります。	56
71	イ	3. 野生動物への餌付けの注意喚起をしてください。近年、庭先等でのトビへの餌付け、公園等で撮影のための野鳥への餌やりが散見されます。人と自然の関わりの面からも地域戦略上で課題認識として位置づけて、注意喚起を徹底してください。	A	野生動物への餌付けは、鳥獣保護管理事業計画に位置付けており、県のHPなどでも普及啓発を行っております。 御意見を踏まえ、第3章の2の「(2)野生鳥獣との共存を目指した取組」の取組<野生鳥獣との棲み分け>の中に、餌付け防止の普及啓発について記載しました。	56
72	イ	生物多様性計画素案について P.46の10風致地区で「市町による指定に当たっては、県との法定協議を必要としますが」とあるが、市町村に風致地区条例があるにもかかわらず、なぜ県との法定協議が必要なのかがよく分からない。	A	10ヘクタール未満の風致地区に係る風致地区に係る条例の制定や許認可についてはご指摘のとおりですが、風致地区の設定に伴う都市計画変更手続きの中で県との協議が必要になりますので、御意見を踏まえ、第3章の2の(1)の「⑩風致地区」の説明にその旨を記載しました。	50

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
73	ア	<p>生物多様性計画の改訂 意見 『山登りを始めて考えるようになった生物多様性』 山、森、海、川、土の生物は自分の命を生きるために生活している。一個では生きられず関わり影響あいながら保たれるはずなのに… 利益、富を求めるエゴを持つ人間活動がその『つながり』を壊しているようだ。今熊が 鹿が、猪が里山に出て人間が被害を受けているとの報道が多くなっている。そもそも、環境壊し地球規模の異常気象を起こしたのも人間活動から始まったのではないのでしょうか。ただ生物は命の活動をするために純粋に生きてる。異常気象で結実しない食べ物が無い、居場所を失われて人間が高齢化して荒れた里山に出てくる動物たちを悪者のように報道するけれど、そもそも人間が招いていること。皆がそこに気づくこと。自分に何が出来るか？ 結局は思いやりを持つことを忘れて人間が、この命のつながりを、壊しているんだと思う。人間もその自然の一部であること。調和して生きていくこと。 森、山の動物の方が賢いようにさえ思う。 行政がどんなに整え整備し対策してくれても、壊す側の人間の意識を変えていく『働きかけ』をする活動も必要思う。将来の自然の姿を考えると、将来を生きる子供達に本来あるはずの自然を教えて、命の繋がりが あることを教えていくことが、必要なのだと思う。 「日常生活のストレスに疲れた」と レジャーで自然の海、山、川に癒しを求めて立ち入ってくる時、人間も自然の一部として自然界に癒しを与えられる存在でありたい。</p>	B	<p>ご指摘のとおり、生物多様性を自分事として保全のための行動をとることが重要です。 本計画では、県民や事業者、行政など様々な活動主体が生物多様性について理解を深め、日常の活動において、生物多様性に配慮した行動や生物多様性の保全のための行動を行うことを目標の一つとしています。</p>	11
74	イ	<p>『かながわ生物多様性計画』改定素案に関する意見 P.24 第4章 目標実現に向けた取り組み > 1. 県土のエリアに即した取り組み > (1) 丹沢エリア 開発や皆伐等の人による自然のオーバーユースに対しても考慮が必要と考えます。</p>	B	<p>オーバーユースによる影響は考えられますが、丹沢エリアは、ほぼ全域が自然公園もしくは自然環境保全地域に指定されているため、開発行為については一定の規制がされており、このことについては、第3章の2の(1)の「③自然環境保全地域」及び「④自然公園」で説明しております。 また、木材生産等のために皆伐が必要な場合においても、森林法において、立木の伐採前に市町村に伐採及び伐採後の造林の届出書の提出を義務付け、市町村森林整備計画との適合性等を確認するとともに、必要に応じて森林所有者等への指導等を行うことにより、適正な森林施策が確保されるよう措置しています。</p>	44
75	イ	<p>P.27-28 山麓の里山エリア > 里地里山の保全等の促進 農地としての利用だけでなく、林縁部については、人里との境界となる雑木林、草原や原野等の野生生物の命を守る場所づくりも考慮してほしい。</p>	B	<p>第3章の2の「(2)野生鳥獣との共存を目指した取組」に記載したような、人と鳥獣の棲み分けを図る取組を進める中で、草原や手入れのされた雑木林などが造成されるものと考えています。</p>	56
76	イ	<p>P.48 生物多様性に配慮した緑の基本計画の策定 市町村による都市部の緑地についての計画ですが、中型以上の野生生物については、現在、生息域として定められている場所が棲みかとはならないため、緑の基本計画と同様に、より広域な範囲で 拠点づくりや主な拠点をつなぐコリドーづくりを行ってほしい。その場合、気候変動や病害虫、堅果の豊凶等のリスクを分散できるようにお願いしたい。</p>	C	<p>市町村の緑の基本計画とは別に、県も広域的な観点から緑地保全の方向性を示す必要があると考えており、この度の生物多様性計画改定では、そのような緑地保全に関する説明を強化しております。 中大型の野生動物については、人との棲み分けの考え方も必要であり、多面的観点から長期的に検討していく必要があるため、今後の取組にあたって参考とさせていただきます。 なお、気候変動や病害虫などのリスク対策については、県内の緑地保全、ひいては生物多様性を保全することによって改善されるものと考えています。</p>	—

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
77	イ	P.63 個別指標2 > 森林整備の延べ面積・生物多様性を考慮した森林整備の施策指針を設けてほしい。例)天然林や大径木、営巣木は残す。枯木、空洞木、倒木は作業に支障がない限り残す。多様な樹木種や階層からなる森林を造成した割合を指標として加えてほしい。以上	B	施策の指針等は、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」等個別の施策の中で作成しています。本県では、生物多様性の保全に寄与する、下層植生の回復や階層構造の発達した森林づくりを進めており、第4章の2において「水源の森林づくり事業」の森林整備の延べ面積を【個別指標2】として設定しています。	68
78	ア	P56 推進体制について 他の事業を強制的に縛る担保がない 各課の事業と連携し、構成させているのはわかるが、実際に生物多様性に配慮したか否かの判断がわからない。仮に違反した場合の担保も罰則もなく、計画の拘束力が感じられない。	C	本計画は罰則を担保とした計画達成を各主体に課すものではないため、素案のままとしますが、各課が実施する事業については、年度ごとにとりまとめて進捗状況報告として公表することとしており、計画の推進に当たって、庁内連携会議や学識者等による計画の推進に関する検討会を通じて、助言や提案も得ながら取組を進めてまいります。	—
79	ア	理念的であり、具体的に「何をするのか」の事業が見えない 具体的にどの部署のどの事業が連携するのかが見えない。また、主管課である自環課として何をするのも見えない。例えば希少種保護のためにA事業をやる、希少野生動物のためにB事業をやる等、県民に見える事業 やモニタリング、結果を提示するような構成になっていない。	B	事業所管課については79～80ページに記載しています。自然環境保全課を含め各所管課が実施した事業については、年度ごとにとりまとめて進捗状況報告として公表していきます。	79
80	ア	そのための予算（担保）が見えない 全体的に上記を行うのであれば事業予算が必要であるが、その記述がない。財政当局が本計画に基づいて確実に予算措置を行う旨の担保がない。	C	生物多様性の取組は、様々な主体により取り組まれるものであるため、一括して予算を記載することは困難ですが、庁内連絡会議などを通じて、生物多様性に資する取組について予算確保に努めます。	—
81	ア	最終責任者は不明 庁内連携会議とあるが、単なる調整弁だけであり、最終責任者が誰かわからない。連携会議では、上記の違反時の罰則や予算措置などの担保もとれない。知事や副知事など、政治的な責任を負える人をおくべきである。	D	本計画は県民、企業、行政などの多様な主体による取組を目標としています。罰則を担保とした計画達成を各主体に課すものではないため、素案のままとします。庁内連携会議では、自然環境保全課が事務局となり、庁内の関係部局の事業の中においてどのような生物多様性保全ができるか、各課と意見交換や検討を行います。なお、外部からの意見も伺うため別途計画推進に関する検討会等も設置します。	—
82	ア	『かながわ生物多様性計画』改定素案に関する意見募集について意見を提出させていただきます。 6ページ 生物多様性に支えられる私たちの暮らしについて表題は、「生物多様性に支えられる」というよりも『依存している』とした方がより深刻性が伝わると思います。生物多様性の循環こそが、人間を含む生物にとって生存可能な持続的で安定的な地球環境を構築しているという認識の重みが、軽く感じられました。 『土』についての言及もお願い致します。土は、岩石の風化により生じた砂や粘土に動植物の遺体が混ざりできたものです。すべての土台となる『土』そのものが生物多様性によりできているということは、非常に重要な観点だと思います。生態系サービスという言葉からも、生物多様性を「なくてはならない絶対的に必要なもの」というよりも、「無料で恩恵を受けられるオマケのようなもの、人間の権利として利用できるもの」というニュアンスを感じてしまうので、生態系サービスの説明は、慎重に、安易な認識の誘導とならないようお願い致します。	D	「生物多様性に支えられる」という表現は、生物多様性が人間が生存するために寄与していること、欠かせない存在であること、恵みをもたらしていることなどを分かりやすく示す表現として、生物多様性国家戦略や自治体の地域戦略等で広く用いられていることから、素案のままとします。 「土」の記述については、生態系サービスの「基盤サービス」の例として、土壌形成や有機物の分解を挙げています。	—

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
83	ア	7ページ 図3 生物多様性の第4の危機について 生物多様性の第4の危機として「地球温暖化など、地球環境の変化による影響」とありますが、地球史上第6回目の大絶滅時代といわれる現在の危機の原因は、人間活動によるものであり、『生息環境の破壊により生物多様性を劣化・損失させた』から「地球温暖化など、地球環境が変化した」という逆方向の観点が必要であり、重要ではないでしょうか。 第5回目の大絶滅までは人間活動が起因しない環境の変化が原因であったが、現在の生物多様性の第4の危機は、第1から第3の人間活動によりもたらされた地球温暖化など、地球環境の変化による影響である、との注意書きが必要だと思います。	A	御意見を踏まえ、生物多様性と気候変動との関係を、7ページにコラムとして記載しました。	7
84	ア	P10 2本県の自然環境（生態系）について 神奈川県土地・地域の生物多様性を保全することこそが、世界から見れば、希少な生物多様性保全そのものであるという、鳥の目的な視点が欲しいです。 居住する地域を地球全体からみて、地域の生態系の希少性や固有性・重要性を正しく認識すること、地域の自然の価値を知り大切に誇りに想うことが必要であると考えます。	B	生物多様性の保全に当たって、それぞれの地域で特徴的な生態系や生物相の違いを保全していくことが重要であり、このことは、序章の1の「生物多様性の3つのレベル」で説明しています。	2
85	イ	P20 ワンヘルスについて ワンヘルスはネイチャーポジティブを目指すうえで、なくてはならない概念だと思えます。言及がなされていませんが、日本ではまだあまり知られていないので、もう少し深掘りした説明も必要だと思います。	A	御意見を踏まえ、ワンヘルスの概念を、9ページにコラムとして記載しました。	9
86	ア	P23 6目標と（2）について 「私たちの生活は、生態系から得られる様々な恵みに支えられており」との表現ですが、様々な恵みに支えられているというよりも、菌類など微生物を含めた生物多様性の生態系がなければ、生活どころか生命の維持すら不可能なので「支えられている」よりも「依存している」だと思います。	D	「依存」は言葉として「不可欠なもの」という意味ですが、依存症などの使われ方があるため、読み手にネガティブな印象を与える恐れがあります。表現は素案のままとします。	—
87	イ	P25 〈自然公園の適正利用の推進〉について フィールドマナー遵守こそ、自然との共生やネイチャーポジティブを目指すうえで必須なので、あらゆる場面でのフィールドマナー教育をお願いいたします。	A	御意見を踏まえ、第3章の1の「(1)丹沢エリア」の取組〈自然公園の適正利用の推進〉に、普及啓発を行うことを記載しました。 丹沢大山自然公園において利用ルールやマナーについてPR看板やビジターセンター等で普及啓発していきます。	27
88	イ	P48【緑の基本計画策定（改良）時の配慮として望まれること】について 「～農地や樹林地が大規模に物流倉庫や太陽光発電施設などに転用される～」これは生物多様性保全や自然との共生の実現、景観の価値、心理的精神的影響において、非常に大きな問題であり、県民の豊かさを未来にわたり損ねるものだと思います。 ゲリラ豪雨や大型台風など、激甚災害の増加が予測されるなかで、このような転用による被害の増加は絶対に防がなければなりません。抜け道のない基本計画の策定をよろしくをお願いいたします。	C	市町村が策定（改定）する緑の基本計画について、県は、市町村の自主性を尊重しつつ、県内に残された緑の確保と質の向上のため、協議等を通じて、協力及び連携してまいります。	—

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
89	イ	P52（2）野生鳥獣との共存を目指した取組について 自然との共生社会を実現するためには「害獣」という敵視するネガティブな認識を改め、防除においても動物福祉を重要視するポジティブな観点が必要不可欠であると思います。 害獣・害虫・益虫などの呼び方を使用しないなど、思い切った方針を打ち出して欲しいです。捕獲方法や殺害方法、ジビエや動物園への屠体給餌など利用方法についても、国際評価に耐えうる動物福祉の重要視を望みます。	C	動物福祉については、鳥獣被害対策や外来生物対策において、国内法に沿った配慮をしています。御意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。	—
90	イ	P55（3）環境学習・教育の推進について 神奈川県が、横浜市の3つの動物園に委託している傷病鳥獣保護事業を県民教育にもっと活用してほしいです。生物多様性保全、地域の生態系の理解と保全、自然との共生、野生動物への正しい理解と共存、ワンヘルスやネイチャーポジティブへの理解を促進するために、非常に重要な教育となると思います。神奈川県への信頼感や好感度の上昇にも直結すると思います。以上ご検討のほどよろしくお願い致します。	A	本県では、HPやSNS等を活用して、傷病鳥獣の実績や傷つく野生動物を減らすためにできることなどを情報発信しています。御意見を踏まえ、第3章の3の「(1)生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信」の取組<生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用>に、傷病鳥獣救護活動を通じた普及啓発について記載すると共に、コラムとしても紹介しました。	60
91	ア	かながわ生物多様性計画改定素案へのコメント 第3章生物多様性計画の基本的事項／1. 計画策定の趣旨において「・・・進めてきました。これまでの取組により・・・ですが、依然として生物多様性に係る課題は多いのが実情です。」と記載されているが、（県&/or市町村による各エリアでの）これまでの取組が課題を残していることに対する反省点、つまり取組自体の課題の記載がない。これまでの活動・取組をどう整理しているのかの章または項が必要である。	B	本計画は、生物多様性保全に資する取組も含めて、多様な主体による取組の方向性を示したものです。全ての取組について取組自体の課題を記載することは困難ですが、エリアごとの取組を総括した成果や課題について、第2章の「3 各エリアの現状と課題」で整理をしています。	19
92	ア	第5章推進体制と進行管理／1. 推進体制において 推進の責任主体が全く不明である。図34の表題に至っては“各主体”との記載まであり、責任主体を持たない推進体制とさえ思える。自環課が“責任主体”となって関連組織（関係課、関係機関、関連市町村、県民、民間団体、事業者、国・他都道府県）と力を合わせていくことを明記すべきである。	D	生物多様性の保全のためには、多様な主体が目標を共有した上でそれぞれが、責任主体として取組を進めることが効果的と考えます。よって素案のままとします。	—
93	ア	この項（1. 推進体制）ではぼやっとした表現、耳障りのよい単語が多用されている。（例）「県民に向け分かりやすく公表します。（わかりやすくするために具体的にどのようにするか）」、「事業を所管する関係各課。（具体的には何の事業、のこと??）」、「推進、連携、情報交換、意見交換、情報共有、活用。（どの語も“やってる感”を出すときによく使われる言葉。具体的に どう行うのか例示が必要）」本章第2項では細かな具体的な指標を記載しているが、本第1項の推進体制の記載は曖昧模糊としていて、このままでは実効性が疑われる（絵に描いた餅）。この項（推進体制）をしっかりと書き込めれば今回の生物多様性計画は実効性の期待できるものだと思われ、県民や関係団体・者は理解するはずである。「長期的に取り組みを持続するため」（第3章1. 計画策定の趣旨第6行）の“胆”であろう。	A	御意見の中の「事業を所管する関係各課」について、本計画における関係課一覧を79～80ページに記載しています。なお、「具体的な事業名」については、計画に記載した取組ごとに、該当する具体的な事業が複数ありますが、事業内容が多岐にわたり、計画期間中に変わる可能性もあるため、記載していません。 具体的にどのような事業で何を実施したのかという部分については、別途、実績報告書としてとりまとめて、計画期間中に、毎年情報サイトで公表しますので、御意見を踏まえ、第4章の1の「(1)取組状況の把握と公表」に記載しました。	61

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
94	イ	「『かながわ生物多様性計画』改定素案に関する意見の募集について」 P7 生物多様性の危機「第2の危機」の項目の中に、「生態系管理の実施」を入れるべきである。 (理由) いわゆる「4つの危機」の他に、過管理（管理のし過ぎ）による生物多様性の低下が起きている。特に、「都市・近郊エリア」や「三浦半島エリア」のように、「過管理」の弊害が大きくなっている。限られた面積の里山などの環境に、「よく管理された環境を好む生物」と「管理されていない・管理頻度が低い環境を好む生物」のいずれもが生育生息していることが、多くの人に認識されていない。県の生物多様性計画に、それぞれの環境に依存する生物が存在すること、そしてそれらの生物に配慮した「生態系管理」の重要性を書き加えてほしい。そのことが県内外の行政等の計画に反映される可能性が高く、費用対効果も高くなることが期待される。	A	ご指摘の要素は、人間活動による負の影響である「第1の危機」に含まれています。生態系管理の考え方については、ご指摘を踏まえ、第2章の3の「(4)都市・近郊エリア」の「課題」に生態系に配慮した維持管理の必要性について記載しました。	21
95	イ	P16 (4) 都市・近郊エリア 課題 「都市に残された身近な自然環境を保全するため、県民や団体等との連携・協働による緑地や里山の保全などを進めるとともに、都市住民等が自然とふれあい、学習する場として活用していくことが必要です。」を下記のように修正してほしい。 「都市に残された身近な自然環境を保全するため、県民や団体等との連携・協働による緑地や里山の保全などを進めるとともに、生態系管理をしていることを説明板に明記する。都市住民等が自然とふれあいながら、生物多様性について学習する場として活用していくことが必要です。 具体的イメージ *「ここは、高い草丈を好むオナガササキ等のために、高刈りを実施しています。」 *「ここは、ブッシュ環境を好むクツワムシのため、一部刈り残しています。」	A	「説明板に明記する」は、個別の具体的な取組の中で必要に応じて行う行為であり、計画には記載しませんが、生態系管理の考え方については、ご指摘を踏まえ、第2章の3の「(4)都市・近郊エリア」の「課題」に生態系に配慮した維持管理の必要性について記載しました。	21
96	ウ	P45 写真の斜面林は特別緑地保全地区だが、それ以外の低地は都市公園のため、写真のすべてが特緑エリア内となるよう、谷戸奥の湿地環境の写真に差し替えてほしい。	A	御意見に沿って、第3章の2の(1)の「⑨特別緑地保全地区」の写真を、谷戸奥の湿地環境及び谷戸周辺の斜面林が写っているものに差し替えました。	49
97	ウ	P50 ツリーハウスではなく、谷戸の写真などにしたほうがよい。大半が県立茅ヶ崎里山公園に含まれる 柳谷での総合学習や自然観察会などの写真が妥当。	D	ツリーハウスの写真は、茅ヶ崎市みどりの基本計画の紹介用に計画書の抜粋をそのまま載せたものですので、素案のとおりとします。	—

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
98	イ	P54 生物多様性の保全のための行動の促進 「県内市町村や他県の博物館、大学、市民団体などと連携して、生物多様性に関する情報を収集し、共有に努めるとともに、」と書かれてありますが、具体的にはどのように収集するのでしょうか。 県内には市民研究者が多いですが、そこで得た情報はどこに連絡すれば県に情報を収集してもらえるのでしょうか？ 県立博物館には「神奈川自然誌資料」という発行物がありますが、近年査読が厳しくなり、市民研究者の不評をかかっています。「神奈川県立博物館研究報告」なら学会誌と同様の査読方式でも良いかと思いますが、「神奈川自然誌資料」の本来の目的は広く県民から自然に関する情報を集める役割にあると思います。公立博物館なので、情報が集まりやすいように、改善していただきたく思います。	B	神奈川県レッドデータ調査や、博物館や科学館等の施設が収集した情報の活用を想定しています。 また、より気軽に県民に生物情報を投稿していただける仕組みとして、スマートフォン等で投稿する「かながわ生きもの調査」を実施しています。 神奈川自然誌資料についてのご意見は、県立生命の星・地球博物館に情報提供させていただきます。	58
99	イ	P62 自然共生サイトへの認定数 県内の生物多様性保全の状況を把握するための指標として、県内企業、民間団体、自治体等が申請した件数を用いる。」と書かれていますが、県自身が自治体の一つとしてもっと県有地を使って自然共生サイトに登録申請するなど具体策を出してほしい。行政区域の大部分が保護施策を講じられていない市町村の場合（P58「図35『陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている地域』の現況図」の空白エリア）は、所有者である県が自然共生サイトへの申請をしてほしい。 具体例・・・県立茅ヶ崎里山公園の自然共生サイトへの登録申請・・・小出川遊水地（茅ヶ崎市行谷）などの県の遊水地の自然共生サイトへの登録申請など	C	県有地は、それぞれの土地の現況や管理の目的・方針等が自然共生サイトに適合するのかが、見極めを慎重に行う必要があります。御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	—
100	イ	P72 個別指標13 小網代の森の年間利用者数 「令和元年度以降は利用者数がやや減少して3,000人前後で推移しています。令和2、3年度は新型コロナウイルスの影響で閉鎖していた時期がありますが、感染症の発生动向をみながら対策を実施した上で解放しました」小網代の森ただ一ヶ所の来客数が「生物多様性理解促進」の指標になるのはおかしい。 各県立公園の自然観察会や総合学習での利用なども入れて考えた方が良いと思う。利用可能エリアが大きいのとは言えない小網代の来客数が多くなれば、オーバーユースにつながってしまうことになる。周辺の谷戸が埋め立てられていることを考えると、小網代の自然は、「来客数が増えた方がいい」というような場所ではないと思う。 誤字：年間3,000人→30,000人	C	小網代の森は、本県のトラスト緑地の中で一般開放している貴重な緑地であり、パイロット的な存在として利用状況の推移を追っています。この指標のみで理解促進を測ることはせず、その他の指標である、里地里山の保全活動に取り組んだ人数や県が実施する研修会、観察会等の参加人数なども含めて総合的に傾向を推測します。 なお、オーバーユースの懸念について御指摘のとおり、単に利用者数が増えればよいということではないので、現場の利用状況にも気を配ります。 来客者数の誤字につきましては、ご指摘のとおり修正しました。	—

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
101	イ	「神奈川県生物多様性計画」改定素案へのパブコメをおくろうとするとこの画面になるので、ここに書かせていただきます。 題名 提案 該当箇所 全体及び P21, P35 等 内容 全体に賛成ですが、追加としてP21の「30by30」を、神奈川県では「50by50」とし、P35「近郊 緑地特別保存地区」等すべての地区で緑を増やし、増やした内の半分(10)を、サンクチュアリとして人の立ち入りを禁ずることを提案します。神奈川県は都会と自然が近くて、森林浴やハイキングなど、人のためになる自然の使い方がしやすく、盛んで、それが良さでもありますが、人の入らない本来の自然も残しておかないと、生物多様性は保障できないのではないかと思うからです。私たちが知っている知識はごくわずかで、それで自然を管理したらとんでもない想定外が起こることは、エイズやエボラなどが証明しているのはいずれでしょうか。ご検討いただければ幸いです。 よろしく願いいたします。	D	御意見にある50by50とは2050年までに県面積の50%を保全する趣旨と史料しますが、今残っている緑地を残しながら保全を推進することは大変な労力と年数を要します。 国家戦略を踏まえ、計画期間が30年までの計画であることから、本計画の目標を「県内の生物多様性が図られている面積割合」を2030年までに32.20%としており、素案のままとします。	—
102	イ	p.27 第4章目標の実現に向けた取組 1県土エリアに即した取組 (3) 山麓の里山エリア 【里地里山の保全に関して】 自環課で実施している「オオタカ保護対策調査」とリンクしてない。当調査の結果を活用して里地里山におけるオオタカの保護を図るべきである。	C	本計画では、個別調査の結果を活用することは記載しておりませんが、各事業等で実施されている調査結果を活用して生物多様性の保全に取り組んでいきます。	—
103	イ	下草刈り、間伐等のボランティア活動がオオタカ営巣地で繁殖期に行われているので、森林施業の時期や場所について、オオタカの繁殖に影響のないように実施すべきである。	C	オオタカ保護指導指針に基づいて、事業実施者等へ指導してまいります。	—
104	イ	p.52 第4章目標の実現に向けた取組 2生物多様性の保全に資する広域的な取組 (2)野生鳥獣との共存を目指して 【クマタカ等の希少種の保護に関して】 希少種の保護に関する記述がないので、希少種の保護に関する事項を付け加える。	A	御意見を踏まえ、クマタカを含む希少種が多く生息している「丹沢エリア」の取組について、第3章の1の「ブナ林等自然林の保全・再生対策の推進」の中に、希少種に関する取組についての記述を加えました。 また、県内の希少種に関する情報をまとめた、県レッドデータブックの更新について、25ページにコラムとして記載しました。	26
105	イ	生態系の頂点にあるクマタカを保護することで、生態系のバランスを保つべきである。 (1)具体的な保護方策として、森林施業、治山事業、道路工事等について、事前に調整を図り、クマタカの繁殖に影響が出ないようにする。 (2)クマタカの餌生物を増やしていくため、積極的に森林の育成を図る。間伐するだけでなく、森林をモザイク状に草地なども含めた多様な環境を作り、シカの被害を受けないような中型の哺乳類が行き来できるようにした柵を設置する。	B	生態系はクマタカ等高次消費者のほか、一次消費者、生産者、分解者などの要素により構成され、それらが生息・生育する環境を含め、様々な視点からバランスよく保全する必要があります。 例えばクマタカが生息する丹沢では丹沢大山自然再生計画により森林生態系の保全に取組んでおり、それらの取組はクマタカの生息環境の保全にもつながると考えます。 また、一定規模以上の開発であれば、アセス条例、土地利用調整条例、環境配慮評価システムなどによる調整が必要となりますので、その中で現地の生態系への影響について配慮される仕組みとなっています。	26

意見の内訳（意見区分）：ア 計画全般について／イ 主要な施策と構成事業について／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A 計画案に反映した意見（一部反映含む）／B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの／C 今後の取組の参考とする意見／D 計画案に反映できない意見／E その他

意見番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方	反映ページ
106	ア	『かながわ生物多様性計画』改定素案に関する意見の募集について 生物多様性が大切で、保全の必要があること、広く県民に周知したいことは理解できたが、具体的に物事が前に進むイメージが描けない。「生物多様性」という言葉は知っているが、何をしたらいいかわからない」という県民意識にも通じるものがある気がする。現状に至った経緯、失策や反省も含めた過去の振り返りがあると、未来を創造しやすい。「丹沢エリアの森林整備や、里地里山の整備、人と野生動物の棲み分け」といった内容に興味があるが、もっと具体的な目標（地図）を描いてほしいと思った。	C	過去の振り返りについては、エリアごとの課題として第2章の「3 各エリアの現状と課題」で整理をしていますが、生物多様性は長期的な視点が必要であり、基本的には各取組を継続して進めることが大切であると考えます。 具体的な目標（地図）については、より県民の皆様に分かりやすく示すため、今後、本計画の概要版もしくは啓発用パンフなどの作成を検討したいと思います。	—
107	イ	[都市・近郊エリア]内において横浜市瀬谷区の旧上瀬谷通信基地跡地の緑地、農地への言及が無かった。貴重な谷戸地形で里山環境が残されているが、大型イベントやテーマパーク開発によって消失する可能性が高い。生物多様性維持のためにも僅かでも県による保全のための用地確保などを行うべきではないか。	D	旧上瀬谷通信基地跡地の土地利用については、横浜市の所管となっており、自然保全も含めた土地利用の検討については、市の「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」により、地権者や市民の意見や要望を伺いながら進められています。	—
108	イ	『かながわ生物多様性計画』改定素案に関する意見の募集について 71ページのサイトへのアクセス数は同じ人が繰り返しアクセスしている可能性もあるので、あまり意味がないのではないか	C	サイトのアクセス数は同一者による重複する可能性はあると思われますが、年度ごとの増減の変化から傾向を把握することは可能と考えます。	—
109	イ	対象ページ P18「外来生物による生態系への影響」 P18の記述は、現行計画とあまり変わらないが、この数年間で外来生物法の改正がおこなわれ、県内でもクリハラリスの分布拡大など状況変化もあり、取組状況にも進展があるはず。記述は、現状を踏まえて書き改めたほうがよい。	A	御意見を踏まえ、第2章の「4 外来生物による生態系への影響」に外来生物法の改正による責務の明確化について記載しました。 また、クリハラリスについて、県内で北西側へと分布が広がりつつあるため、現状や被害等について説明を記載しました。	23
110	イ	対象ページ P52「外来生物の監視と防除」 P52の記述について、外来生物法の改正によって、県や市町村の責務が明確化されるなどの変化があったはずであり、各主体がどのようなスタンスで何を行うのか、もう少し明確に記載したほうがよい。	A	御意見を踏まえ、外来生物法の改正による責務の明確化について、外来生物に関する国内の動向として、第2章の「4 外来生物による生態系への影響」に記載しました。 そのうえで、本県における取組として、広域的・専門的見地から対応方針を整理して、市町村と連携して外来生物等の防除を進めるとともに、県民や企業への情報発信、普及啓発していくことを、第3章の2の「(3)外来生物の監視と防除」に記載しました。	56
111	ア	計画書拝見しました。環境学習の教科書にしてもよいと思える位の質の高いものだと感じました。観想的意見で申し訳ありません。 改訂の基本方針が読み取れませんでした。旧計画の反省の上での改訂かと推測するのですが、大まかな計画の中で個々の実績についてふれるのは困難なこととは思いますが、計画に従って実施案が出てくるのでしょうかから、県の案内等にこれから注目して見て行きます。意見ではありません。皆様よい仕事をしてください。	C	取組状況の把握と公表に努めるとともに、計画の推進に関する検討会を通して、計画の効果的な推進に努めてまいります。	—